

7環政第 644 号  
令和8年3月23日

AC7合同会社  
代表社員 AC7一般社団法人  
職務執行者 中村 武 様

福島市長 馬場 雄基



### 福島先達山太陽光発電所に関する要請について

福島先達山太陽光発電所に関しては、市から貴社に対し、令和7年10月23日付7環政第496号にて、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、景観保全や太陽光パネルからの反射光に関する措置等について報告の徴収を実施しました。これに対し貴社からは、市への回答と太陽光パネルからの反射光シミュレーション結果の報告書の提出をいただいたところです。

貴社から提出のあった報告書では、季節ごとに異なる方角、異なる時間帯で太陽光パネルからの反射光が市街地方面の地上に届くことが示されました。当該報告書はデータに基づくシミュレーションであり、建物や樹木等による遮蔽は考慮していないなど、実態に即したものではありません。今後、市民への実害が発生しないよう反射光による影響防止の具体的な対策を進めるためには、反射光到達の有無、継続時間、影響範囲等について、現地調査を速やかに実施し、実態を把握する必要があるものと捉えております。

つきましては、下記のとおり要請しますので、貴社内でご検討いただき、速やかに対応することを求めます。

### 記

#### 1 要請事項

太陽光パネルからの反射光について実態を把握するための現地調査(市立会調査を含む。)の実施と、その調査結果等の共有。

#### 2 具体的要請内容

- ①反射光の実態を把握するための現地調査を事前に市と協議(反射光予測結果を踏まえた現地調査の実施時期、方法等の協議を含む。)のうえ、速やかに実施すること。
- ②現地調査の結果については、相互に正確な情報を把握するため、進捗状況を随時市へ共有すること。
- ③上記①、②における協議、共有、調査結果の報告については、書面にて提出されたい。調査結果の報告については、季節ごとの調査後、1か月以内を目途に市への提出を求めます。

事務連絡先：環境部 環境政策課課長 宍戸 郁夫  
再エネ共生係長 富塚 慶幸

TEL：024-525-3742

E-mail：[kankyoushou@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:kankyoushou@mail.city.fukushima.fukushima.jp)